

海洋ごみ対策関連施策一覧

資料3-1

No.	(1) 施策名	(2) 予算事業／ 予算事業以外 (予算事業に○)	(3) H31年度概算 要求額 (単位:百万円) 【平成30年度予算 額】	(4) 施策の概要	(5) 海岸漂着物処理推進法施行後の事業の成果 (数値等を用いてできるだけ具体的に)	(6) 今後の取組内容	(7) 現基本方針の該当箇所 (※)	(8) 実施機関	備考
(消費者庁)									
1	エンカル消費の普及啓発	○	17の内数 【17の内数】 ※消費者行政強化交付金として 4,000の内数 【2,400の内数】	持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエンカル消費等に関する普及啓発を関係省庁と連携して実施する。	『倫理的消費』調査研究会を開催。 エンカル消費の普及のためのイベント「エンカル・ラボ」を開催。	普及・啓発シンポジウム「エンカル・ラボ」の開催、先進的取組の収集・発信、地方における様々な主体や分野の協働によるムーブメントづくりの促進などを通じ、消費者へ理解と行動を働き掛ける。	(2)(3)(5)(6)	消費者庁等 都道府県、市町村等	
(外務省)									
2	北西太平洋地域海行動計画拠出金	○	30の内数 【31の内数】	国連環境計画(UNEP)の地域海行動計画の一つである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)は、日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境の保護、管理及び発展の推進等を目的としており、日本、中国、韓国、ロシアの4か国で協力し、漂流・漂着ごみ対策等を実施。	海洋ごみ地域行動計画の下、沿岸における国際海岸清掃キャンペーン、海洋ごみの分布調査、管理事例研究等を実施。	今後とも、引き続き、海洋ごみ地域行動計画の下、沿岸における国際海岸清掃キャンペーン、海洋ごみの分布調査、管理事例研究等を実施。	(4)	NOWPAP地域調整部 (RCU)及び各地域活動 センター(RAC)	
3	廃棄物分野の国際協力事業	○	【他】国際協力機構運営費交付金 170,232及び無償資金協力予算 189,735の内数 【他】国際協力機構運営費交付金 148,764及び無償資金協力予算 160,471の内数【※有償資金協力は 外務省所管として予算計上してい ないで、上記に含まず】	途上国における3Rや廃棄物処理に関する能力向上を支援し、廃棄物の発生抑制に貢献する。	平成21年度～平成28年度 技術協力:9,926百万円(69件) 無償協力:8,078百万円(7件) 有償協力:52,939百万円(3件)	今後とも、引き続き、途上国における3Rや廃棄物処理に関する能力向上を支援し、廃棄物の発生抑制に貢献する。	(4)	国際協力機構(JICA)等	
(文部科学省)									
4	海洋情報把握技術開発	○	116の内数 【99の内数】	海洋情報をより効率的かつ高精度に把握する革新的な観測・計測技術を研究開発する事業の一課題として、船上において、マイクロプラスチックの材質・形状・サイズ・個数を、迅速かつ自動で分析できるシステムを開発する。	- (平成30年度より本事業に着手)	引き続き研究開発を推進	(6)	国立研究開発法人、大 学	
5	統合的海洋環境研究開発	○	(国研)海洋研究 開発機構運営費 交付金のうち、統 合的海洋研究環 境開発3,264の内 数 【新規】	海洋汚染物質の実態把握や海洋生態系への影響評価に資する、沿岸域や沖合のプラスチックを広域観測するための基礎的な技術開発、深海域におけるプラスチック分布データの集積や解析手法の開発、深海生物へのマイクロプラスチック汚染実態評価に係る手法の開発を行う。	-	研究開発、得られたデータの蓄積、公開を進める。	(6)	国立研究開発法人 海洋研究開発機構	
(農林水産省)									
6	災害に強い森林づくりの推進 (治山事業)	○	81,092の内数 【69,694の内数】	治山施設の設置等と併せ、流木の発生原因となる溪流に堆積する危険木の除去や流木捕捉式治山ダムの設置等の対策を計画的かつ一体的に実施することにより、流木に起因する災害の未然防止を図る。	○流木災害防止緊急治山対策プロジェクトの実施状況 平成29年度補正予算及び平成30年度予算により、全国で緊急的・集中的に流木対策が必要な1,203地区のうち783地区(65%)で着手予定	○流木災害の防止に向けて、緊急的・集中的に流木対策が必要な地区における対策を着実に実施するとともに、上下流を一体とした総合的な流木対策を推進する。	(2)	林野庁、都道府県	
7	漁場環境改善推進事業のうち海洋プラスチックを摂食した魚介類の生態的情報等の調査	○	10 【5】	浮遊するマイクロプラスチックを摂食した水産生物の生態的情報の調査を行う。	○平成30年度開始事業	○マイクロプラスチックの主要水産生物(タイ、カレイ等)への直接的な影響の解明	(6)	民間団体	
8	漁場環境改善推進事業のうち漁業系海洋プラスチックごみ削減対策	○	13 【13】	漁業・養殖用プラスチック資材の使用・廃棄等の実態を調査し、使用量削減方策や環境に配慮した素材への転換等の検討を行う。また、既存の技術及び新たな成果を用いた削減方策について漁業者も含めた地域での意見交換等を行い、漁業者への普及を実施する。	○平成24年度～平成27年度 約1.1億円(漁場漂流・漂着物対策促進事業) 漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を実施	○養殖漁具、漁網など漁業系プラスチック廃棄物の発生源対策の推進	(2)	民間団体	
9	漁場復旧対策支援事業	○	578 【713】	東日本大震災により相当量の瓦礫が海中に流出し、漁場に大きな被害が発生したため、専門業者が行う漁場の瓦礫撤去や漁業者が操業中に回収した瓦礫の処理等への支援を行う。	○平成24年度(約36.4億円) ・漁場漂流物回収処理事業～震災に起因する漁場漂流物の回収処理を行うために必要な事業を実施。 ・漁場堆積物除去事業～震災に起因する漁場堆積物の回収処理を行うために必要な事業を実施。 ・漁場生産力回復支援事業～漁場の瓦礫の処理回収等を実施する漁業者グループ及び漁業団体等の支援を実施。 ○平成25年度～29年度(50.3億円) ・漁場漂流・堆積物除去事業～震災に起因する漁場漂流・堆積物の回収処理を行うために必要な事業を実施。 ・漁場生産力回復支援事業～漁場の瓦礫の回収処理を実施する漁業者グループ及び漁業団体等の支援を実施。	引き続き、専門業者が行う漁場の瓦礫撤去や漁業者が操業中に回収した瓦礫の処理等を支援する。	(1)	県	
10	水産多面的機能発揮対策	○	3,165の内数 【2,800の内数】	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援する。	○平成25年度～平成28年度 環境・生態系保全の取組を603地区で実施。	○平成25年度～平成28年度 活動組織による水産多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援。	-	民間団体	
11	水産環境整備事業	○	12,089の内数 【10,604の内数】	水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復を図るため、漁場整備とともに漁場における堆積物の除去等水域における環境保全対策を実施する。	○平成24年度～平成28年度 水産生物にとって良好な生息環境空間を創出するための計画に基づく整備を18地区で実施。	○平成29年度～平成33年度 水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を概ね25海域で実施する。	(1)	都道府県、市町村等	

(経済産業省)									
12	容器包装リサイクルの円滑な推進	○	170の内数 【140の内数】	国内において、事業者等による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられるため、容器包装リサイクル法を適切に施行し、同法に基づき、排出抑制を促進する。	容器包装リサイクル法により容器包装廃棄物の排出抑制が進み、最終処分量は当該法制定時よりおよそ70%減少。 一般廃棄物の最終処分量 ・平成7年(当該法制定) 1360万トン ・平成17年 733万トン ・平成27年 417万トン	今後も適切な法執行を務めるとともに、排出抑制のみならず、3Rの推進等も促進する。	(2)	経済産業省	
13	マイクロプラスチックに関する業界団体の自主的取り組み	-	-	洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロプラスチックビーズの使用中止に向けた速やかな対応を会員企業に呼びかけ。	スクラブ製品におけるマイクロプラスチックビーズは、代替素材への切り替えが進み、欧米の規制と同様、使用の中止に向かっている。	会員企業に対して、引き続き、呼びかけを行う。	(6)	民間団体	
14	マイクロプラスチックに関する業界団体の自主的取り組み	-	-	プラスチック製品の原料である樹脂ベレット等が製造施設、設備から漏出することを防止する。	・樹脂ベレット漏出防止マニュアルの作成、周知 ・ポスター「樹脂ベレット漏出防止の徹底を」の作成、周知 ・樹脂ベレット漏出防止対策事例集の作成、周知	プラスチック関係業界への樹脂ベレット漏出マニュアル等の更なる周知を行う。	(6)	民間団体	
15	マイクロプラスチックに関する業界団体の自主的取り組み	-	-	プラスチック海洋ごみ問題の解決に向けた取組みについて、活動の趣旨に賛同する企業や業界団体のトップが「宣言書」に署名、各社における自主的な取組みを推進する。	宣言書署名状況:37事業者・団体(2018年8月現在)	プラスチック関係業界、企業に対し、当該宣言書への署名、自主的取組みを促進する。	(6)	経済産業省	
(国土交通省)									
16	海洋における漂流ごみや油の回収	○	278,141の内数 【232,754の内数】	船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海面に浮遊する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収等を実施する。	漂流ごみ回収量 平成21年度 7,044㎡ 平成22年度 8,188㎡ 平成23年度 10,689㎡ 平成24年度 11,280㎡ 平成25年度 8,513㎡ 平成26年度 8,688㎡ 平成27年度 7,935㎡ 平成28年度 7,439㎡	船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、引き続き海面に浮遊する流木等のごみ回収等を実施する。	(1)	国土交通省	
17	直轄河川におけるごみ問題への取組	○	945,111の内数 【796,066の内数】	河川巡視等による早期発見・対応と、河川・ダム等に貯留した流木・ごみ等の処理、流域の住民との連携による清掃活動の実施、連携体制の強化、啓発活動の推進、河川管理の強化に取り組む。	・全ての一級河川に設置されている「水質汚濁防止連絡協議会(※)」等を活用し、不法投棄発見時の連絡体制を確認 ・関係機関による合同パトロールを実施 ・ごみマップの作成、住民と連携した清掃活動、河川ごみ調査、職員による学校への出前講座等、不法投棄の防止に向けた啓発活動を実施	引き続き、河川巡視等による早期発見・対応と、河川・ダム等に貯留した流木・ごみ等の処理、流域の住民との連携による清掃活動の実施、連携体制の強化、啓発活動の推進、河川管理の強化に取り組む。	(2)(3)(5)	国土交通省	
(気象庁)									
18	日本周辺及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視	-	-	日本周辺及び北西太平洋の観測定線において浮遊プラスチック等海上漂流物の目視観測を実施する。	日本周辺海域及び北西太平洋の定まった航路上(観測定線)で海洋気象観測船による浮遊プラスチック等の海上漂流物の目視観測を実施。観測した浮遊プラスチック等の海上漂流物の分布、種類、浮遊数の経年変化などを、気象庁のホームページなどで公表。	引き続き、日本周辺海域及び北西太平洋の観測定線において、海洋気象観測船による浮遊プラスチック等の海上漂流物の目視観測を実施し、得られた観測結果を気象庁HP等から公表する。	(2)	気象庁	海洋汚染防止のため、気候変動観測・監視業務の一環として実施。
(海上保安庁)									
19	一般市民への海洋環境保全思想の普及啓発活動	○	-	海洋環境保全思想普及啓発活動の一環として、一般市民への海洋環境保全思想の普及を目的とした啓発活動等を実施する。	一般市民による漂着ゴミ分類調査の実施状況 ・平成22年 41回(参加人数 5,685人) ・平成23年 52回(参加人数 6,497人) ・平成24年 60回(参加人数 6,658人) ・平成25年 45回(参加人数 4,940人) ・平成26年 65回(参加人数 8,449人) ・平成27年 54回(参加人数 8,835人) ・平成28年 67回(参加人数 8,133人) ・平成29年 93回(参加人数 28,198人)	・一般市民による漂着ゴミ分類調査 一般市民による海岸清掃等に参加し、併せて漂着ゴミ分類調査等を行うことで多数の方々に身近なゴミが海洋汚染に結びつく現状を体感してもらう等、海上環境保全の意識高揚に繋げるための活動を実施 ・海洋環境教室の実施 漂着ゴミ分類調査の結果等に基づき、漂流・漂着物の現状を一般市民に広く周知、海洋環境保全の必要性を呼び掛ける啓発活動を実施	(5)	海上保安庁	
20	大規模漂着状況の原因調査	-	-	同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に原因調査等を実施する。	-	同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施	(2)	海上保安庁	

(環境省)									
21	海岸漂着物等地域対策推進事業	○	4,000 【400(29年度補正 予算2,710)】	都道府県、市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。	海洋ごみの回収処理量 ○平成21年度～平成24年度 約60億円(地域グリーンニューディール基金) 平成21年度 11,760t 平成22年度 17,584t 平成23年度 43,058t 平成24年度 6,617t ○平成25年度～平成26年度 約100億円(地域環境保全対策費補助金) 平成25年度 34,610t 平成26年度 43,259t ○平成27年度～平成28年度 約30億円(海岸漂着物等地域対策推進事業) 平成27年度 30,611t 平成28年度 31,141t	○都道府県、市町村等が実施する海洋ごみに関する事業が円滑に実施されるよう、引き続き必要な予算を確保し、海洋ごみの発生抑制、回収処理を推進する。 ○海洋ごみの発生抑制対策を一層推進する観点から、河川の流域圏内の地方公共団体間の連携を推進するとともに、事業全体における発生抑制対策のウェイトが高まるよう、地域の状況を勘案しつつ、事業施行の在り方を検討する。	(1)(2)	都道府県・市町村等	
22	海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費	○	289 【167】	マイクロプラスチックを含む漂流・漂着・海底ごみの量・分布等の実態を把握するとともに、マイクロプラスチックに含まれる有害物質の調査等を実施する。 モニタリング手法の調和化、東アジア等での海洋ごみ調査協力等に関する国際連携を推進する。 沿岸～内陸での広域的なごみ発生抑制推進のため、複数自治体連携による排出抑制対策モデル事業を実施する。	○平成22～26年度7海岸・平成27～29年度10海岸の漂着ごみ組成等詳細調査、平成26～28年度約70地点、平成29年度120地点の漂流ごみおよびマイクロプラスチック調査、平成26～29年度2海域の海底ごみ調査を実施。さらに、10海岸のレジンベレット及び約10地点の漂流マイクロプラスチックの残留性有害化学物質を分析。 ○漂流ごみ及び漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法習得を目的とした海外の研究者の招へい育成プログラムを実施し、平成28年度から2年間で4カ国8名が参加。 ○モニタリング手法調和に関し、平成28年度に開催した第1回国際専門家会合で合意した2つのパイロットプロジェクトの1つである実験室分析手法の違いによる誤差評価を行い、その結果の議論を基に分析の推奨方法を資料としてまとめ、公開した。	○日本周辺のマイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握を推進する。 ○海洋ごみ問題解決に向けて、流域圏での沿岸～内陸にわたる広域的なごみ発生抑制の推進のため、複数地方公共団体連携による排出抑制対策モデル事業を実施する。 ○関係主体の連携を推進する。 ○河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの実態把握調査を実施する。 ○モニタリング手法調和を引き続き推進する。 ○アジア域における調査実施を促すため、海洋ごみ及び陸域の散乱ごみ等の発生状況を包括的な協働調査の実施など国際連携を強化する。 ○漂流マイクロプラスチックを適確に行う人材の確保のための育成を行い、帰国後の各国の実態把握体制の構築を促進するよう招へい研究プログラムを推進する。	(2)(4)	環境省	
23	廃ポリタンク等の漂着状況調査	-		廃ポリタンク、医療系廃棄物及び特定漁具等に関して、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握をする。	廃ポリタンク漂着個数 ・平成22年度 13,327個 ・平成23年度 9,723個 ・平成24年度 5,547個 ・平成25年度 4,099個 ・平成26年度 14,465個 ・平成27年度 20,221個 ・平成28年度 16,029個 ・平成29年度 集計中	引き続き、関係地方公共団体と連携して廃ポリタンク等の漂着状況を把握する。	(2)(4)	環境省	
24	日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち、国立・国定公園の海域適正管理強化事業	○	85の内数 【79の27】	国立公園等の自然海岸等において、ウミガメや海鳥の繁殖地等の保全のための漂着ごみの回収等を含む、優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入した海域の国立公園の保全管理を強化する等対策を行う。	海洋ごみの回収事業 海域の国立公園の保全管理を強化事業(マリンワーカー事業)は、平成20年度から国立公園・国定公園の海域の生態系・景観等の保全等を目的に事業を実施。 ○平成28年度 24件 ○平成29年度 25件 ○平成30年度 25件	○国立公園・国定公園内において、都道府県、市町村等と連携して実施する海域の国立公園の保全管理を強化事業(マリンワーカー事業)が円滑に実施できるよう、必要な予算を確保し、本事業において(海洋ごみ回収処理等)推進していく。 ○関係する自治体・地方公共団体等との連携を推進し、事業が効率的かつ効果的に実施できるよう展開していく。	(1)	環境省	
25	災害等廃棄物処理事業費補助金	○	200の内数 【200の内数】	海岸に大量に漂着したごみの処理を市町村等が行う場合の、当該処理に要する経費の補助。(補助率1/2、海岸保全区域外の海岸を対象)	福岡県及び兵庫県等の海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物を処理するために要する費用に対して、3,799千円を補助した。	引き続き漂着ごみの処理について支援を実施する。	(1)	市町村	
26	循環型社会形成推進交付金	○	62,600の内数 【26,725の内数】	市町村が海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援する(交付率1/3(一部1/2))。	長崎県および兵庫県における漂流・漂着ごみ処理施設の整備事業に対して、85,950千円を交付し、計2施設の整備を支援した。	引き続き漂流・漂着ごみ処理施設の整備について支援を実施する。	(1)	市町村	環境省、内閣府(沖縄分)、国土交通省(北海道分、離島分)計上予算
27	容器包装における環境負荷低減効果等モデル実証事業の実施等業務	○	0 【24の内数】	海洋ごみ、とりわけプラスチックが世界的な問題であることが確認され、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策が言及されていることから、海洋ごみ対策として、レジ袋や容器包装を含むプラスチック等の排出を社会全体で削減するとともに、回収されたものについても、適正なリサイクルを進め、自立的に地域社会で有効利用するモデルの構築を行う。	「離島における小型油化施設を用いた持続可能なモデルの社会実装に向けた実証事業」を実施し、油化装置で生成する油が、ボイラー燃料用途のさまざまな施設で利用可能であること等を立証した。	平成27年度から実証事業により、一定の結果を得られたことから、他地域での展開を視野に入れつつ当該事業については、終了とする。	(2)	環境省	
28	プラスチック資源循環戦略の策定及び関連施策の実施	-		第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定)に基づき、①環境負荷の低減に資するプラスチックの使用削減、②使用済プラスチックの徹底的かつ効果的・効率的な回収・リサイクル、③再生材や再生可能資源(バイオマスプラスチック等)の需要拡大や化石資源由来のプラスチックからの置き換えに加え、④プラスチック廃棄物の海洋流出防止や海岸漂着物等の海洋プラスチック対策、⑤世界の海洋プラスチックを削減するための国際協力等についても盛り込んだ「プラスチック資源循環戦略」を策定し、これに基づく施策を進めていく。		2019年6月に我が国で開催されるG20までに「プラスチック資源循環戦略」を策定し、これに基づく施策を進めていく。	(1)	環境省	
29	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業等	○	698 【603】	政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、制度の導入支援・派遣事業者のFS支援と廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして開発途上国へ展開することにより、途上国の求める廃棄物処理・リサイクルの実施を効率的に進め、廃棄物の発生抑制に貢献する。	○我が国循環産業の海外展開に向けて、平成23～29年度に全72件の実現可能性調査等を実施した。 ○合同ワークショップの開催等の二国間協力により、我が国循環産業の優れた技術を発信するとともに、事業実施の協力関係構築や事業の円滑運営に向けた現地関係者の能力開発を行った。	適正な廃棄物処理・リサイクルシステムを国際展開すべく、引き続き必要な予算を確保するとともに、特にアジア諸国を中心とした取組を促進し、ワークショップ開催、ガイドライン策定支援等の二国間協力や、実現可能性調査等を進める。	(4)	環境省	
30	不法投棄等の未然防止等対策	○	4 【4】	各地方環境事務所を情報発信・連携の拠点として、管内における国、都道府県等、市民、事業者等の連携強化を図り、各地域における監視パトロールや身近な散乱ごみの清掃活動等の啓発活動等を実施する。	○地方環境事務所と自治体の海上パトロール(海岸での不法投棄や漂着ゴミの監視) ○海上保安庁と地元小学校の海岸清掃及び漂着ごみ調査	引き続き、国、都道府県等、市民、事業者等の連携強化を図り、各地域における監視パトロールや身近な散乱ごみの清掃活動等の啓発活動等を実施する。	(2)(3)	環境省	

(農林水産省・国土交通省)

31	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	○	災害関連事業の内数 【災害関連事業の内数】	洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、海岸管理者が緊急的に実施する流木及びゴミ等の処理に対し支援(補助率1/2)を行う。	海岸管理者が、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施。 ○H29年災害では、九州北部豪雨、台風18号及び台風21号において、10道県から流木が漂着。約43,000m ³ 。 ○平成30年7月豪雨では、10府県から流木が漂着したと報告。8月8日時点で約54,000m ³ 。	洪水、台風等により流木等が漂着した場合は、海岸管理者に対して積極的に事業への申請を検討するよう国からも呼びかけていく。	(1)	都道府県・市町村等	
----	----------------------	---	--------------------------	---	--	---	-----	-----------	--

※現基本方針の該当箇所: 現基本方針 2. 海岸漂着物対策の基本的方向性 に基づく分類
 (1) 海岸漂着物等の円滑な処理、(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制、(3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保、(4) 国際協力の推進、(5) その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項
 なお、現基本方針に該当がない施策(例えばマイクロプラスチック対策)については、(6)を記述。